

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成29年3月10日（金曜日）

## 厚生文教委員会

日時 平成29年3月10日（金曜日）午後1時30分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

- 1 市民福祉部、健康医療部、教育委員会、市民病院  
第9号議案（福祉課） 「質疑・討論・採決」  
第10号議案（福祉課） 「質疑・討論・採決」  
第11号議案（地域医療支援室） 「質疑・討論・採決」  
第12号議案（地域医療支援室） 「質疑・討論・採決」  
第13号議案（スポーツ共育課） 「質疑・討論・採決」  
第14号議案（総務企画課） 「質疑・討論・採決」  
第53号議案（文化課） 「質疑・討論・採決」  
第55号議案（こども未来課） 「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 山崎祐一 副委員長 小野田直美  
委員 浅尾洋平 長田共永 鈴木達雄 鈴木眞澄  
議長 下江洋行

### 欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

市民福祉部、健康医療部、教育委員会、市民病院の副課長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 菅谷亜実

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、9日の本会議において、本委員会に付託されました第9号議案から第14号議案までと第53号議案、及び第55号議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第9号議案 新城市障害福祉計画策定委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっとお聞きしたいと思います。こちらの委員の条例ということで、委員についてお伺いしたいんですが、この委員になるには特別な資格とか、あるいは条件みたいなものが必要になるのかどうか、伺います。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 お答えします。

委員に関しましては、条例の第4条に書いてございます学識経験を有する者、一般社団法人新城市医師会を代表する者、社会福祉法人社会福祉協議会、もしくは民生委員を代表する者、あとは障害福祉サービス事業者を代表する者、商工会、青年会議所、市民を代表する者、職安、保健所、新城設楽福祉相談センターを代表する者というような形になっておりまして、この中から必要に応じて選任をするというような形になっております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 今回扱うこの委員会は、事務ということでそこも変更があるわけがございますけども、その障害者計画、そして障害者福祉計画、それから障害児福祉計画ということで、前と思うと少し、幾つかの事務がふ

えているようには見えるんですが、この委員会が扱う事務がふえたのか、変わったのか、その辺を少し確認したいと思います。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 お答えします。

今回の改正につきましては、これまで障害者基本計画、それから障害者福祉計画、これまでありませんでした障害児の福祉計画、この3本の計画を1つの計画としてまとめるために策定委員会自体を一本化したいというふうに考えております。

その理由としましては、障害者基本計画につきましては、平成19年度に策定しておりまして、このときにおおむね10年をもって見直しとするようになっておりました。

ですが、障害福祉の分野は日々目まぐるしく制度改正等があるような状況がございますので、障害福祉計画が3年という法定で計画期間が定められております。それにあわせる形で見直しができる形態のほうがより現状に即した計画になるということから、併せて計画策定を考えておりましたら、このたび児童福祉法の改正で障害者福祉計画を策定するよというふうになってまいりましたので、併せて同じ障害のほうの福祉サービスと密接な関係がございますので、3本の計画を1つの計画として策定していくという形でお願いしたいと思っております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第9号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 新城市作手中央老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきたいんですが、作手中央老人憩の家の設置に関する廃止というふうな内容であると思うんですが、この廃止に至る理由と経過を少し伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 理由ですが、新城市つくで交流館の供用開始が決まっておりますので、これまで中央老人憩の家を使われていた方々が、交流館のほうでの利用が可能になるということで、中央老人憩の家はかなり老朽化しており、耐震性も乏しいようなことから、廃止をさせていただくということでございます。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。老朽化もあって、今度つくで交流館がスタートするもので、そこに統合するということがあると思います。

今後のことについてお伺いしたいんですが、この廃止後、その建物とか土地系はどうなっていくのかというのは計画あるのかどうか、伺います。

○山崎祐一委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 担当としましては、早急に取り壊しをしたいと思っておりますが、一応広く今後の利用計画、利用要望がないかどうかということを庁内で検討させていただきまして、その利用計画に併せた形での取り

壊し等を考えていきたいと思っております。

今のところ、建物自体は閉鎖をする予定であります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第10号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案 新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

長田委員。

○長田共永委員 確認させていただきたいんですが、本会議質疑でもあったとは思っているんですが、本改正においてやはり既存の事業者がほとんど影響はないということだと思うんですが、時間が長期に、1号の方でもオーバーとか、長くかかる、2時間とかそれ以上にかかるような方に何らかのフォローする手だてとか考えておられるのかどうか。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 今の時間の方々がということの話だと思うんですけども、これまでもその対象となる方が少なかつたですし、国のほうでも時間のかかることが想定されるような難病のような方につきまし

ては、それについての代用を診療報酬の中で  
していただいております。

今回の改正で大変心配しておるのは、介護  
されている方が御心配なされて、余分にとい  
いますか長時間おっていただくことの安心み  
たいな形でおることを要望されることもある  
んですが、そうしますとほかの利用者さん宅  
への訪問に影響いたしますので、やはり基本  
的に訪問看護では1時間半以内の訪問で十分  
対応できるような形で準備してまいりますの  
で、そうしたお声は、申しわけないですが、  
まずは制度的に御周知いただくことと、併せ  
て御本人さんにこれ以上の看護と申しますか  
それについては必要ないですよということ  
を説明させていただくということで御理解い  
ただこうかなというふうに思っております。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 答弁で、嫌みとかいうこと  
じゃなくていいことだなど思うのは、本来な  
いオプションのサービスも、お気持ちでやっ  
てくださるみたいなことがあるようなないよ  
うなことをお聞きしたんで、そうした方々、  
もちろん時間内にはいろんな訪問介護によっ  
てきめ細やかな対応を、時間内なら対応して  
いただけるという理解でもよろしいでしょ  
うかね。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 そうですね、  
やはり介護されている方にとっては、常に不  
安の気持ちがありますので、そうした不安の  
相談とかもあろうかと思えますけれども、訪  
問介護のほうできっちりとその辺のところは  
対応させていただきますし、電話でも随時相  
談を受けておりますので、お宅へ伺わなく  
ても安心していただけるような対応はさせ  
ていただいております。

○山崎祐一委員長 長田委員。

○長田共永委員 ありがとうございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑ありませんか。  
鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 確認を含めてなんですけど、  
2,800円から2,100円にされて1時間半とい  
う、2時間のやつを1時間半ということですね。

それで、今まで利用できなかった人もこうや  
って担保していきたいという希望があつての、  
これは改正なのか、1つには2時間あつたけ  
どその2時間は余分だったと、現実に時間的  
に余裕があり過ぎたというものがあつて、1  
時間半以内の大体サービスで可能だとい  
うところでこの時間設定をされたのか、その点を。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 今の御質問に  
つきまして2つの観点がありまして、  
2,800円が2,100円になったのは、これは休日  
に出たときの加算料につきまして、これまで  
2時間で2,800円でしたので、1時間半とい  
うこととなりますと2時間分の1時間半を掛  
けた2,100円に料金を減らさせていただく  
ということで、基本が2時間から1時間半に  
なることによって、休日の加算のほうも時間短  
縮した加算をさせていただくということであ  
ります。

2時間から1時間半にさせていただくのは、  
国のほうも本来訪問看護につきましては30分  
から1時間半がおおむね訪問看護に必要な時  
間というふうに設定して、診療報酬も計算し  
ております。

これにつきまして、民間の事業所につつま  
しては、ほぼ1時間半を設定しております。  
公共は2時間を一単位として設定しますと、  
実は民間がもし進出しようとしてきたときに、  
1時間半で料金をいただくようにしないと、  
公共が2時間やっていますと、公共のほう  
が有利な条件になってしまいますので、本来  
あります1時間半に直すことによって、ひょ  
っとしたら民間の方も参画しやすくなるの  
かなというふうな考えもあると思っております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第11号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第11号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案 新城市地域医療再生基金の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 基本、本定例会質疑でもあったものですから、ちょっと重複することもあるとは思いますが、ちょっと確認なんです。この地域医療再生基金が今回廃止になるのはなぜかというのを、まず1点伺いたいのと、あとこれまでにこの基金からどんなことに使われてきたのか、実績などがあれば伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 まずは、地域医療再生基金の廃止の理由ですけれども、これにつきましては、昨日の答弁でもあったと思いますけれども、これまで毎年東三河北部医療圏地域医療対策協議会への負担金に一部負担しておりました。それにつきまして、全てそうしたことで基金が全て終わります。

これにつきまして、今後基金が必要かという観点でいきますと、当面いつときにたくさんのお金がかかるような大きな事業が予定されておられませんので、まずは一たん基金を廃止するということをさせていただこうとなっ

たものであります。

それと、どんなことに使ってきたかということですけども、先ほど東三河北部医療圏の協議会の関係に充ててきましたということで御説明いたしましたけれども、東三河北部医療圏地域医療対策協議会におきましては、愛知県へ医師確保の定着の要望書を提出したり、あるいは協議会でホームページを開設したり、きのうの答弁でもありましたが、医師の情報交換や研修、学会参加などを旅費等で支援する、そうしたこともしておりましたし、また毎年地域健康医療に関するシンポジウムや活動報告会などを開いて地域の皆さんに現状この地域の医療や健康の活動の現状などを知っていただくそうしたこの地域一帯の情勢だとか、あるいは先生方がこの地域で御活躍いただける仕組みをみんなで考えていったということでもあります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 さまざまな今までの利活用がされてきたということがよくわかったんですけど、僕は非常に大事じゃないのかなと思うんですが、意味がおかしくなったと。ホームページを見たときに、新城の市民病院だけではなくて、確か東栄病院の先生の挨拶が載っていたりだとか、奥三河の豊根村の村長さんの話も出てたりとかして、ほんとに今の医療圏を奥三河一体で守るにはどうしたらいいのかというようなホームページの内容だったと思うんです。

非常にこれって大事で、医師とか病院というのは連携が物すごく大事で、そういったところを見ることで、ああ奥三河というのは、新城だけじゃなくて以北、北、北部医療圏の全体で、協議会で話されているんだというのが、外から見てもホームページを見ればわかるというところがあったと思うんです。

それで、今回廃止をされるということで、外から見たときに、あれ北部医療圏の地域医療再生はもう完了したのかなというふうと思

われるのではないかなという危惧がするんですけど、その件に関しては内部的に検討されたのかどうか伺います。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 今回、地域医療再生基金につきましては、全て支出させていただいたものですから廃止させていただきますが、東三河北部医療圏地域医療対策協議会につきましては、今後も継続して行いまして、まだまだ以前のようなこの地域の医療が回復できているわけじゃありませんので、これまでも、これからも対策協議会で東三河北部医療圏が一体となって、地域医療の再生に取り組んでいきたいと思っております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 まだ回復できていないということで、医師の定着を今後もやっていくんだという話であったと思うんですけど、例えば、きのうの滝川議員の話だとか、私の一般質問でもあったんですが、この基金から医学生の修学資金制度の創設にお金を出すというふうな原資になるということも、この基金からは使えるのかどうか伺いたいと思います。

〔「もうないの、もうなくなっちゃったんだよ」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員 いやいや、性格上。

○山崎祐一委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 現在、お金はありませんが、もし基金が潤沢にあれば、恐らく医師の修学資金制度などをつくるのは、まずは一般会計としてそうした予算組みをして、それに対して基金から補填するというような形がとれると思いますけれども。

ですので、一般会計として予算組みをしたときに、その充当財源としてあるかどうか、その中にはもし金額があれば対象となる可能性はあると思います。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 では、第12号議案 新城市地域医療再生基金の設置及び管理に関する条例の廃止に、反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

この議案は、地域医療の再生のための基金を廃止するという内容でございます。きのうの質疑を通して、この基金の沿革は、作手村時代に積み立てられたものを合併に引き継いだと言えると思えます。

きのうの滝川議員の質疑でもありましたが、この基金の目的である地域医療の再生は実現されたとは言えないではありませんか。この4月からも泌尿器科の非常勤医師がゼロ人となり、ピーク時には3人もいた科でございます。奥三河の医師も年々高齢化しており、地域医療の再生はまだまだ実現していないと思えます。

市民からも、地域医療は再生したとの声は聞いておりません。目的を持った事業に予算を投じる基金は何らかの形で残すべきではないでしょうか。

まだまだ地域医療の再生のために、この基金のお金を使って市としてやるべきことはたくさんあります。医師確保事業で医学生の修学資金制度の創設も基金を使ってつくることもできるのではないのでしょうか。

一般会計化されてしまうと、その時々予算規模によって大きくなったり、小さくなったりと責任ある投資ができなくなるおそれがあります。しかも、今現在地方交付税が今後も年々下げられている中で、一般会計から新しい事業の予算化をすることは今よりも難しくなるのではないのでしょうか。

私の一般質問では、東三河北部医療圏の課題や問題点が浮き彫りになったと思えます。

私は、この東三河北部医療圏を守る立場から、僻地、地域医療を支える、再生させるという決意をきちんと内外にも市民にも明確に示し、責任を果たすという意味でこの基金を残し、継続し、充実させるべきだと申し上げて、反対討論といたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 第12号議案 新城市地域医療再生基金の設置及び管理に関する条例の廃止について、賛成の立場で討論いたします。

この基金はドクターの数が激減したときに東三河北部医療圏地域医療対策の1つとして立ち上げられたものです。これは、医師に定着してもらうために、医師の発表会とか研修会、そして旅費等のために基金を使ったものが主であり、そのときよりも先生の数回復していると思われま。

今回、医学生の奨学金はどのようになるのかということなんですが、先ほどの御説明にあったように、一般会計として予算どりしてあれば体制を整えるということですので、当面大きなお金が必要ではないということでしたので、今回これについて廃止してもよいであろうと思い、賛成いたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

これより第12号議案について採決いたします。

賛否両論ありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。よって第12号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第13号議案 新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑をさせていただきます。この基金はいつごろ設置をされて、またなぜ廃止になるのかということをお伺いのと、これはこれまでどんなことに使われてきたのか、実績をお伺いします。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 まず、この基金につきましては、作手村時代から引き継いだものでございます。300万円、こちらのほうは寄附をそのまま図書購入基金につくり上げておりました。

取り崩し等は行っておりませんでしたので、そのまま300万円の取り崩しを行いまして、つくで交流館の図書室の整備、図書購入に充てるものであります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 では、その寄附で300万円は、取り崩したのだから、基金を開始するという内容だったと思うんですが、この300万円は基金の中でいろんな図書のリクエストだとか、そういった購入のリクエストなどとも使えるお金であったという理解でよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 つくで交流館の図書室の準備の作業といたしまして、毎月1回、読み聞かせ団体のボランティアの方たちによりまして準備を進めてまいりました。

その中で、備品の購入ですとか、本の選書をまず行ってまいりました。そこで、購入する本の目安、絵本、一般、紙芝居、それから中高校生用本と、こちらのほうをどのぐらい買うのか目安を決めまして、そのボランティア団体の読み聞かせの方たちですが、選書を

して購入の手続に入りました。

以上です。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この基金の目的の内容の趣旨としては、ほかのこの新城市民の人たち、作手の市民の方も含まれるとは思いますが、そういった図書の購入をリクエストに答えるための基金としても使える、また鳳来町のエリアの方の本を買ってほしいというふうなための基金でも使えるものなのでしょうか。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 今回、この基金に充当させていただきましたのは、つくで交流館の図書室のために使わせていただきました。

この本の貸し出し、返却につきましては、今の新城図書館のシステムを使ってやろうと考えておまして、このつくでの図書室の本については、市民の方で図書カードをお持ちの方であれば、どなたでも貸し出しができるようになっております。

リクエストということがありましたが、作手のボランティアの方たちによりまして選書を行っておりますので、そういう旧新城の方の声、鳳来町の方の声は届いていないかと思われまます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと僕も質問があれただったのかなと思うんですが、この第13号の新城市図書購入基金の設置のこの図書購入基金というのは、作手の方の寄附なものだから作手の方だけに使うための本のお金の使い方で行うという内容のものだったのでしょうか。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 今回つくで交流館の図書室整備のために使わせていただきました。

先ほども申し上げましたが、この図書につきましては、市民の方全員で貸し出しができますので、市全体の財産であります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ごめんなさい。そういうことではなくて、この新城市図書館購入基金の目的というのは、作手エリアの方だけが使うためにあるというふうなことが条文に書かれているのか、それともそうではなくて、新城市図書館の購入ということで、旧新城、旧作手、旧鳳来全部のエリアの方を含めて、図書の購入に使ってもいいよというものなのか、どちらかなのかということを知りたいと思います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 済みません。今、その条文について確認の時間をいただきますが、条例でございますので、作手地区の図書整備のためにという形にはしていなかったかと思えます。図書購入のための基金という形で、今回はつくで交流館の整備のために、もともと作手で積み立てていただいたものであるし、作手の交流館の中に図書室を整備するに当たって充当するのが適当であろうという判断で、全額取り崩して充当するという考え方に至ったものというふうに考えております。

念のため、条文については、一度確認させていただきます。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。時間がかかりますか。

請井教育部長。

○請井洋一教育部長 済みません。条例のほう持ってまいりますので、少し時間をいただきます。

○山崎祐一委員長 暫時、休憩いたします。

休憩 午後2時9分

再開 午後2時13分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、会議を続けます。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういうふうな作手のみというわけではない基金の目的でありますので、

やはり基金は、議長にも教えていただいたんですが、その目的先があると。それは今回は作手ではないというふうなことも、市全体のものの図書購入というふうな条例の内容が保護されると思いますので、そこでお聞きしたいんですが、今市民の方から豊橋や豊川市のように、もっと幅広い本を買ってほしいというふうに問い合わせなどがあって、あと、私の一般質問でも子供の貧困家庭は子供の本が買えないというふうなケースが出ておまして、こういった子供の声を、この本を買ってほしいというふうなものがあったら、こういった基金でお金を出して買うことができるのかどうか、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 現在、新城図書館におきましてもリクエストにお応えしておりますので、随時リクエストをカウンター等に申し出ていただければ、検討しまして購入できるものであれば購入させていただいております。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 補足をさせていただきます。

先ほど、作手から引き継いだ基金をといるところの部分でございますが、これは合併前の作手村の図書購入費の設置及び管理に関する条例で持っていた基金を引き継いだということで、そもそも作手の地に図書館をつくってほしいという寄附をしていただいた方のお気持ちもでございますので、今回つくで交流館の中に図書室をつくるに当たって、それを全額充当したということが、そもそも基金の設置の目的、篤志家の方のお気持ちも合致するという機会でございますので、この機会に全額を使わせていただいたということがまず1つ。

それから、子供の貧困云々というところの部分でございますが、必要な部分については順次図書館の図書購入費で購入させていただ

くということに加えて、図書館の本を借りていただくということ、それから小中学校に通っている方については学校の図書室のほうにいろいろと図書をそろえておりますので、そういった物も十分活用していただけるという部分もございますので、ぜひ図書館、それから図書室を御利用いただければというふうには考えております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 1点お聞きしたいんですが、本のリクエストというのはされれば必ず本は買えるというふうな状況になっているのでしょうか。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 必ず買うというリクエストではなくて、やはり図書館司書が検討いたして、これは購入すべき本ということを見きわめて購入をしておりますので、ちょっと御遠慮いただくという本も、中にはございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 この条例の中には、原資の初めとしては確かに作手の方からの寄附で始まった基金だとは思いますが、第1条の中にはエリアを限定されている条例ではないものですから、例えばちょっとお聞きしたいのは、この基金を継続していくというふうな考え方はなかったのでしょうか。この基金をもう一回、300万円充当して、今後本の基金につくっていかうというふうに、そういう考えはなかったのかどうかということと、あとこの基金があることで何か市に不利益がこうむるのかどうか、コスト面とかお金の維持費だとか、そういったことを検討、話し合いがあれば聞かせてもらいたいと思います。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 今回、この300万円の基金の取り崩しをして、つくで交流館の図書室を整備するということに重点を置きまして、今後またさらに充当するとか、

今後基金の積み立てという議論はしませんでした。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私、この基金の条例とか読んで、すごいいいことを書いてあって、とてもいい基金だなというふうに個人的に思ったんですけど、その廃止というところがすごく寂しいなというか、その本を買えるというふうなものに使えるというのはすごく大事な基金だと思うんですが、そういった話し合いとかは特に出なかったということではよかったでしょうか。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 この300万円を充当するというので、そのほかの基金の積み立てということは議論はしませんでした。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて確認させていただきたいんですが、希望する図書というのは、先ほど部長が言われたとおり、基金はなくてもきちんとある程度のことは対応できるというふうに私は理解するんですが、それでよろしいでしょうか、確認です。

○山崎祐一委員長 菅沼スポーツ共育課参事。

○菅沼並子スポーツ共育課参事 長田委員のおっしゃったとおりです。

○長田共永委員 ありがとうございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第13号議案 新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止に、反対の立場で討論をしたいと思

います。

この議案は、第1条、市の図書購入を推進する図書の取得及び管理を効率的に行う図書購入基金を廃止するという内容でございます。

第2条には、基金の額は300万円とあります。第3条には、必要があるときは基金に追加して積み立てできるとあります。図書、書籍、本というのは、人間の知的活動、教養を高めるためには必要不可欠であります。

実は、前々から市民の皆さんから話を聞きますと、豊川・豊橋市のようにもっとさまざまなバラエティーに富んだ雑誌や幅広い本をそろえてほしいとか、あと本などをリクエストしたらすぐに買ってほしいなどという声が寄せられておりました。つまり、今の図書館を、情報館をよりよくしてほしいという要望が寄せられております。

その中で、私はこのいい内容の基金を廃止するのか、その合理的な理由がわかりません。今回私の一般質問でも、子供の貧困家庭では、子供に本を買う余裕がないことも明らかになりました。その中で、子供を含めた市民の本の購入のリクエストに積極的に応えることは、まちづくりの位置づけにとって非常に重要だと考えています。

本の知識から、子供たちが貧困から抜け出すきっかけの要素にもなります。図書購入と図書館を充実させることはますます必要だと思います。基金を廃止することは反対といたしまして、私の討論といたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 私は、この第13号議案 新城市図書購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止に賛成の立場で討論いたします。

そもそもこの基金は、先ほど質疑の中でもありましたように、作手村の時代の作手の方の篤志、それから作手の方の目的「図書館が欲しい」「図書が欲しい」というそういう目

的を持ったところからスタートした基金であります。基金は原資があって、そういった目的があって、その目的を達成すぐできなければ基金にして時を待つというような意味合いもあります。

合併をまたいで、今回つくで交流館の中に図書室ができたということになりまして、当時の基金ができたときの方々の夢がかなったということでもあります。

先ほどありましたように、この図書購入という面ではこの基金を設置するというだけではなくて、やはり一般会計からも当然ながら必要な目的のために必要な図書を買うということになっています。

そして、新たに特別に枠をつくって、図書購入の目的があるということになれば、新たな基金もつくることもできると思いますので、そのときはまた新たな金額が必要ということになります。

ですので、今回は基金の目的については、この目的が満額、達成されたと思いますので廃止については賛成をいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

これより第13号議案を採決いたします。

賛否両論ありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 賛成多数と認めます。よって第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 新城市病院事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第14号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第14号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第53号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定事項の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 きのうの質疑にも引き続きダブることもあるとは思いますが、ちょっとお伺いしたいと思います。

この株式会社ケイミックスの社名変更に伴いまして、この社名変更を行うことで特別どういった理由があるのか伺います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 今回の御質問ですけれども、少し説明をさせていただきます。

今回のことは一見社名変更には見えますけれども、会社が別に会社を設けるということでもありますので、今までのケイミックスがそのまま残って、新たに指定管理を行う部門について、その会社を興すということでございますので、表面上社名変更という形に見えますけれども、中身が若干違うということで御理解いただきたいと思います。

理由については、現行指定管理を行っておりますケイミックスが、自分の会社の指定管理部門の特化した会社を興すことによって事

業の効率化等々を目的とした、あくまで会社側の都合でもっての今回の変更に至るという経過がございますので、よろしく願います。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 社名変更にはとどまらず、新しい会社をつくるというイメージだと思うんですが、そこで山口議員もそのことをおっしゃって、新しい事業契約になるんじゃないかというようなこともあったと思うんですが、例えば新しい会社になるということで、一部の指定事項の変更にとどめて今回の議案あると思うんですが、この新しい会社になったときに、サービスは向上するのか、今のままなのか、そういったことがわかれば伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 サービスの向上ということでございますけれども、平成28年の4月から5年間ということで指定期間を設けまして、現在の株式会社ケイミックスに指定管理をしております。その中で1年が経過しようという段階でございます、2年目から5年目までということでそれぞれ応募の際に確認した事業計画のもと、毎年度相手側と協定を交わして事業を実施しているということで、サービスについては、選考する際にも、検証しておりますし、審査もしておりますし、それに基づいて、現行と同等以上のサービスの向上について期待しているところでございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。部長さんの話を聞いてよくわかったんですけど、要はきのうも山口議員も言われたんですけど、1年前に5年契約でお願いしますというふうにケイミックスさんのほうでお願いしたと思うんですが、1年足らずで、会社のある意味都合で、こういった条例改正だったのを契約の指定事項の変更が行われるというふうなことで、

非常に不安定要素があったり、あとはこの向こうの経営方針などでまた変更が今後もあり得るのではないかというそういう不安な要素があると思うんですが、そういった状況の危惧というのは市では認識はあるのかどうか伺います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 5年契約の、2年目からの変更ということでの不安定要素ということでございますけれども、先ほど申し上げた新しく会社を興す目的そのものが、今までのサービスをもっと向上させるということを目指した会社のあり方、見直しということが前提になっておりますので、今以上のスピード感を持ったサービス提供、サービスの充実というようなことを目指した会社組織の見直しというふうに判断しておりますので、今のところ不安定要素、不安という部分については、正直なところ持っていないという状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、これで1年経過しますので、2年目以降はこの実績を踏まえて、今以上のサービスの提供、それから利用者の満足を高めていっていただくということを期待しているところでございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。不安定要素はないと、新しい会社は向上していく、特化した会社なのでということだと思っておりますが、ちょっと不安というのは、それで万が一これで2年、3年と業績が上向けばいいと思うんですが、もしも下がった場合、ケイミックスさんのほうでまた統合するだとかそういった場合になったときは、またこういった形、同じような議論が今後もされるというイメージで議員としては思ってもいいということでしょうか、伺います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 先ほどから申し上げていきますとおり、今回の手続に至った経緯その

ものの中で、今もケイミックスの指定管理の実績がふえてきているということで、全国を見ましても40数自治体との指定管理の協定を交わしている事業所がございます。私どもが選定をしたときよりもまた、10カ所は、いつてないですけど、それに近いような事業所数、指定管理を受けている箇所数がふえておりますので、事業の拡大がされているということ、そういった中で業績の拡大の中で指定管理を中心とする事業部門だけ取り出しても安定した事業ができるという判断のもとでの新会社への業務引き継ぎということでございますので、それ以降仮定の話というのは今考えておりませんし、すべきことではないというようなことを思っております。

以上でございます。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私自身もこのまま業績がよくて、どんどん充実していくというのはすごく希望することですし、それは抑えておきたいと思いますが。

あと1点だけお伺いしたいんです。ケイミックスさんのホームページを見まして、私もいろいろと勉強させてもらったんですが、実は全国に何十カ所か同じように指定管理でされている施設をケイミックスさん、やっぺらっしゃるんですけど、ただ新城市のこの地域文化広場の分野にケイミックスさんの発信力のホームページを見た場合、実は公式なフェイスブックとか企画の連動する広告の記事がなかったんです。

ホームページはありましたよ、この地域文化広場のホームページはあったんですが、その中に地域文化広場の公式フェイスブックというのが新城がなくて、ほかの市町の全国的なケイミックスさんがやっている施設にはあったわけです。

そのほかの市町の公式フェイスブックのほうを見ると、いついつ何時に折り紙教室をやっていますとか、料理教室やっていますとい

うふうな、随時フェイスブックに上げていたということで、新城はそれがなかったというところで、この差は何なのかというように思っているからお聞きするんですけど、これはオプションでまたフェイスブックを作成するお金の契約がしないとされないのかどうか、そこら辺何かわかればお伺いしたいと思います。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 申しわけございません。今、御質問のありました新城地域文化広場のフェイスブックの件については、関知しておりませんので今は御回答できません。

ただ、フェイスブックよっての広報、PRということについては詳細の協定を結んでいないという状況だと思っております。

また、文化会館の中で行われている事業についても、市の事業として行う部分とケイミックスが自主事業として行う部分という種類の違うものがございますので、私ども指定管理の中では市が行うもので、それも指定管理者に行わせるという事業については、市のホームページ、それから市内でのチラシの配布ですとか、そういった市が扱っての広報、看板、最近SNSも使ってやっておりますが、そういったことでのPRは連携・協力してやっておりますし、そういったことではPRもできているとは思っております。

また、市外へ向けての情報発信というものがどこまで必要なのかということがやはりございますが、あくまで市民文化という面であれば、極力総体的な情報発信というものに余り重きを置く必要があるかという考え方も一点あるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 昨日いただいた資料の中に

いろいろ書いてありまして、特に会社法第何条に基づきというような会社分割の1点ですけども、手続的などところがあるんですけども、いろいろそういった会社法等の、いわゆるこちらよりあちら、契約のあちら側の会社の都合で分割した場合の、こちらとしての権利の保護というか、そういったものが関係してくるのかなと思いますけども、これについて、今回の場合について、そういった法律に詳しい弁護士さん等の専門家にどういうふうになるのかというようなことを相談されて、今回の判断に至ったのかどうか、それを確認しておきます。

○山崎祐一委員長 請井教育部長。

○請井洋一教育部長 今回の相手方の会社に基づく手続についての確認作業でございますが、きのう御説明申し上げたとおり、最初の打診は昨年12月でございまして、それから、庁内で管理者制度を管理する総務課とも打ち合わせをした後、私どもの顧問弁護士のほうにも同様の書類をごらんいただいて、これについてはどういうふうに扱うのが妥当でしょうか、法的な手続上のハードルが上がるでしょうかということも御相談させていただいた上での今回の議案の上げにしております。

考え方としては、会社法によって会社は変わるんですが、表面的には冠が変わっているしか見えないということがありますが、実態としては、このまま全ての業務を一括継続と言っているの、同一性であるということは客観的には妥当だろうという御判断がありました。

また、これをあえて議決する事案にするのかどうかということについて、逆に私たちは議案として上げるつもりでおったんですけども、逆に議案として上げるんですかねということもありまして、通常会社名の変更と同じような考え方でもいいんじゃないということも正直ございまして、相談をさせていただいたんですが、やはり議決をいただいた内容

に変更があったと、間違いなくありますので、それは手続上議会に議決をいただくのが筋だろうということでの議案の作成ということでございます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第53号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定事項の変更について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、新城地域文化広場の指定管理者株式会社ケイミックスの社名変更、また新しい会社を興していく、また内容は引き続き管理業務を委託するという内容です。

この社名変更を含む新しい会社は、恐らく東京の本社が本格的に日本全国の公共施設を大規模に管理・運営していくという方向を定めたためだと感じております。

しかしながら、私自身は、文化広場は本市の税金で建てられた財産でありまして、多くの市民の皆さんが利用している文化施設の管理運営を東京の民間会社に委託するよりも、新城市内、あるいは東三河の企業や諸団体の皆さんにお願いしたほうが、トラブルやさまざまな市民の要望に機敏に対応してくれるのではないかと考えています。

今回、私は公的な施設の管理運営を民間会社をお願いするという事は、相手先の民間会社のその時々経営方針の変更などによって市が条例の一部改正や指定事項の変更などに右往左往し、振り回されるデメリットがあるという印象を強く持ちました。ケイミックスにお願いしたら、とてもよくなったという市民の声は、私のほうには余り聞こえておりません。

また、ケイミックスのホームページを見ると、ある市の文化施設のホームページでは公式フェイスブックが連動して、日々の取り組みが写真と文章とともによくわかるようになっているのに、本市の文化広場には何もありません。新城文化広場の公式フェイスブックもなく、SNSなどを組み合わせた情報発信能力に疑問があります。

結局、東京の会社が地方の税金を利益として吸い上げていく、そういう仕組の1つではないのかと危惧するものであります。

私は、まちおこしのためにも、地元の雇用創出の1つとしても地元の若者たちをお願いをしたり、私たちの手で動かしていく時期だということを提案申し上げて、反対討論いたします。

○山崎祐一委員長 ほかに討論ありますか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは、私は第53号議案新城地域文化広場指定管理者の指定事項の変更に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず1点、明確なことを言わせていただきますと、本変更においてもこの制度、根拠にかかわる部分です。指定管理による管理運営、そしてそれらが何ら変わることもなく示された資料によって会社の基盤である財務諸表も明確に示されております。また、法務の部分においても、説明があったとおりの法的手続に何ら問題もなく、また新会社においても会社法によって、官報による表示等など4月3日からは新会社が発足することが明確に示されております。

併せて、サービスについて今後の一定期間にまたきちんとした会議のほう、これは指定管理者の当然の指定のときから契約上あるんですが、きちんとサービスの向上は図られているということを引き続き行っていられるということと併せて、先ほど反対討論において、市民の方からサービスがよくなってないんじ

やないかということを言われておりましたが、前任の指定管理者さんも頑張っていたと思うんですが、今回のケイミックスさんになって、非常に評判がよく、文化会館の使用状況等もきちんと示されて、併せてフェイスブックのSNSはないんですが、携帯版のホームページはケイミックスさんの文化会館のございます。

あと、この指定の変更を認めないということになると、今後今現在これから4月3日より文化会館を誰が運営するんだ、そしてこれを利用している子供たちや、そして地域の方々、どうすればいいんだという、早急にその対応というのは難しいということもあり、今回の指定の変更は何ら市民にとっても不利益はかかることはなく、さらにこの変更によっていろんな面でサービスの向上がよりよくなることを期待して、賛成の討論いたします。

詳しくは、本会議で述べます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第53号議案の採決を行います。

賛否両論ありましたので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。よって第53号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案 工事請負契約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小野田委員。

○小野田直美委員 きのういただいた資料で、主な変更箇所というのをいただいたんですが、県職員との協議の結果ということが大分書かれております。それは、その前等話し合いはされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 今御質問いただいた件ですが、基本設計、実施設計の段階で、保育のプロであります現場職員を招いた検討を繰り返してきております。

○山崎祐一委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 そうしましたら、もう1つ、16番なんですけど、保護者会活動で作成した室名木板の採用に伴い施行すると思ひ、こうしたとありますが、これもうちちょっと詳しく教えてください。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 16番ですね、保護者会活動でというものでございますが、富永神社の木を工事に当たり切らせていただきました。その中で、保護者会の方から、この木を活用できないかというお話をいただきまして、設計の段階ではまだどういった形になるかわかりませんので、通常の実名ですね、部屋の前にかけたりする部屋を設計上、計上しておりましたが、その後木を使った形で板を保護者会のほうでつくっていただきまして、それを持ち込み台というか、持ち込み台でそれをプリント等した上で、こちらについては、設計上減額として、いただいたものをはめ込んでいくと。それに併せて、当然金具等が変わってまいりますので、そういったことをやらせていただくことで、保護者も一体となった園づくりということを取り組んでおります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 昨日も本会議で質疑はされた内容ではあるんですけども、資料の中で③

番の保健所の関係で、手洗いに給湯器をつけましたという。冬季に手を洗うことに関して支障があるような話で給湯器をつけたような説明だったかと思ひますけども、その辺についてもう一回説明をいただきたいと思ひます。保健所との事前協議等々、そういったところが話してなかったのかどうか、それも含めて。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 ③番の保健所云々でございますが、設計の時点では、通常の手洗い機を設置しておりました。例年、6月から7月にかけて保健所の衛生指導、監査が行われます。そちらのほうで、全園対象で行っておる中で、ノロウイルスの発生等が近年ちよくちよく見られますので、手洗いの励行、これが最も有効な衛生ということで、できれば全園冬場の手洗いが徹底できるように、水ではどうしても粗雑になってしまいますので、お湯が出るように改良してほしいという保健所からの指示を、7月ごろいただいております。

です。その後、今建てる園がそれをしていないというのは、やはり問題であろうということで追加項目で変更させていただいております。

○山崎祐一委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 確認ですけど、お湯のほうでウイルス等々よく落ちるといふそういう未来の衛生面の話じゃなくて、手を洗わない場合もあるといふそこに危惧がある対応なんですけども。夏はお湯では洗わないといふ。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 しっかり手洗いを、子供たちもそうですが、ゆっくりとかけしっかり洗いましょうといふのか、石けんをつけて洗いましょうといふのが常にございませぬ。夏場では水でも十分洗えるんですけど、冬場に水だけで1分以上手洗いをしようとする、これはかなり厳しいものがございませぬので、お湯が出る形で、手洗いが粗雑にならな

いようにしっかりと洗ってくださると、洗えるような環境を整えてくださいということでございます。

○山崎祐一委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 しつこくて済みません。

これは、子供さんが手を洗う部分、給食室でということですよ。ですので、必ず手を洗うというようなこと、全的ということであるけども、ということですよ。冬季は洗わない場合がというそういう話。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 必ず手を洗っております。ただ、より丁寧に洗って予防するというので、しっかり手を洗える環境をつくってくださいというのが、保健所の指導であります。

○山崎祐一委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 より衛生指導が強化されたということですね。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 全体で、冒頭に委員長からも話が出たように、不備なところが出てきて追加議案で出されてくるというのは、それはある程度理解するんですけども、しっかりとしたこれは精査をしていただきたいなという中で、これ開園に間に合うんですかね。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 まず、御指摘いただいておりますが、既に工事のほうは進んでおります。本来、金額的にいいますと、変更協議がいろいろございまして、金額的には専決処分をさせていただいて報告事項で御報告させていただくという規模のものです。総額6億円弱の工事に対して400万円少しということでございます。

ただ、最終、取りまとめて、整備をした時点が今回の会期中になっておりますので、手続としてはこういった形をとらせていただい

たということと、あと、少し補足にはなりますが、県職員と打ち合わせをさせていただいて変更させていただいている部分もござい

ます。それについては、県の職員は、保育のプロではございますが、設計図を見てなかなかここがこれでいいという判断を一度はしてくれます。ただ、実際に現場が一旦でき上がってまいりました時点で確認をとっていただいて、ほんとにこれでいいのかどうかという確認をします。

なぜかと申しますと、私ども園を建てるときの大目標は、まず女性の多い職場ですので、維持管理がしやすく安全で丈夫なもの、それから子供たちが見守りができる、子供たちにとって安全な施設というものが、保育所としては大前提でございます。なので、こうしたことをやっていくためには、必ず工事の基礎図と確認をとってもらって、設計図で十分打ち合わせをしたから、それをそのままつくればいいということではないというふうに私ども考えておまして、華美なものは当然これはだめですが、保育の安全上とか、そうしたものに必要なものについては、変更で見ていくと。どうしても、現場を見ないと子供にとって安全なものはつukれないということで、こうした変更をさせていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私自身も、430万円余という増額の契約だということなんですけど、やはり1円でも持ち出しがないようにというふうなことで事業は進めていくというのがほんとに必要だと思います。

きのうの質疑でも、ほかの質疑でもありましたけど、ほんとに仕方のない、にっちもさっちもいかない変更だったのかというふうな質問を他の議員もありましたけど、それを私

もそうだなというふうな目でチェックはさせてもらってはいるんですけど、1点ちょっと確認したいのは、6番の園職員との協議の結果、維持管理向上のため遊戯室の高窓の暗幕に電動開閉機を追加したってあるんですけど、これでも前々から設計段階でわからなかったのかなというのが1つちょっと思うのが1点と、維持管理向上のためというのはどういうことなのかというふうに思ったんですが。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 遊戯室の高窓の暗幕についてですが、他園では、通常ひもでぐるぐる回してやるようなものを、現在使っております。ひもが切れたような場合、職員がどうしてもできないときは業者にということをやっております。

先ほども申し上げたように、園の職員、どうしても女性が多い職場で、高い脚立に登ってどうこうということは危険でございますし、場合によっては私どもが出て行って補修をするというようなこともございます。

そういったことも考えてまいりますと、やはり電動で高いところにある暗幕については、そのほうが適切であろうということで交換させていただいております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 そういうことだということでわかったんですけど、ちょっと現場がわからないので何とも言えないのでお聞きするんですけど、切れたりとかしたらひもでまたかけてやるというふうな状況だと思うんですが、電動の開閉式を使うと、電動なので結構電動も5年、10年たてば、結構壊れやすいような気がするんですけど、そういった電動のコストとか、ランニングコストというのは手動に比べてもやっぱり高くなるものなのでしょうか、伺います。

○山崎祐一委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 済みません、耐用年数については、私もどうだとお答えする

ことができないんですが、ひもの場合、どうしても相当内に持ち出しておりますし、日が当たりますと焼けてまいります。10年もせずに劣化をするようなこともございます。

また、高さについてなんですが、一応設計上、実面図等で高さの確認はしますが、実際に現場に入っていきますと、それを見てですが、この高さではちょっと難しいとか、そういった声が現場から出てまいりますので、そういった上で判断をして、まず現場の職員がもしけがをしてしまいますと労災とかいう以上に、子供を預かる法定の人数での預かれる子供の人数に影響してきてしまいますので、まず先生方の安全、園の先生方の安全を考えていくということで、こういった形にさせていただいております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと1点だけ、聞かせていただきたいんですけど、確かきのう滝川議員が、明細、単価の内訳など資料を出してくださいと言われたと思うんですが、それがきょう私たちのボックスのそこには今現在資料はないんですが、それというのは私たちもくれるものなんですか、伺います。その状況はどうでしょうか。

○山崎祐一委員長 川合市民福祉部長。

○川合教正市民福祉部長 きょう午前中に、事務局のほうに提出の内容で調整に行かせていただいておりますので、お願いいたします。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第55号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。よって第55号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長の報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会といたします。

**閉 会 午後3時2分**

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一